平成２４年（フ）第１００号
栃木県小山市犬塚１丁目34番地８　グランオークＢ棟102号
債務者　佐藤アツ子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３１号
栃木県塩谷郡高根沢町大字平田1861番地３、前住所栃木県塩谷郡高根沢町光陽台５丁目11番地16
債務者　山本　裕司
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３３号
栃木県宇都宮市滝の原１丁目３―11　滝の原マンション103号、住民票上の住所栃木県宇都宮市中戸祭町866番地
債務者　福島恵都子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３７号
栃木県宇都宮市鶴田町2755番地　プロムナードＢ202号室、前住所栃木県宇都宮市戸祭１丁目11番15号　株式会社とちぎ人材紹介センター内
債務者　渡辺　達夫
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３０号
栃木県下野市祇園２丁目13番地２　ダイヤパレス管理棟３階、住民票上の住所栃木県小山市大字小山2679番地６
債務者　小久保和夫
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４１号
栃木県栃木市西方町金崎502番地　ウエストフレーズ205、前住所栃木県鹿沼市北半田1291番地23
債務者　青木　昭治
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２４９号
横浜市瀬谷区阿久和東２丁目43番地　小金ハイム204
債務者　鹿内　大治
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６４号
横浜市鶴見区佃野町23番40号　301号
債務者　相馬　行男
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１２号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑419番地177
債務者　岩佐　紀子
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１５号
横浜市港北区大倉山７丁目14番５号　102
債務者　廣瀬　　理
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３９号
横浜市金沢区富岡西２丁目20番25号　ファミーユＵＮＯ101
債務者　笠原　里恵
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月23日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３１号
横浜市南区永田北１丁目18番１号
債務者　牧野　　稔
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月25日午後４時30分　横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３０号
静岡市清水区三保138番地の18
債務者　田形　輝夫
1　決定年月日時　平成24年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前11時30分　静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７３号
栃木県宇都宮市日の出２丁目２―７　ヌーベルセザール373―206号室、住民票上の住所栃木県さくら市葛城2033番地３　浅間アパート103号
債務者　小池　勇輝
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３５号
栃木県宇都宮市平出町3785番地48
債務者　小池　賢子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係